

# 大経AI脈診機 申込書

申込日： 年 月 日

申込者情報	
御住所	
御社名	(印)
御代表者	
御担当者	
お電話番号	



## 脈康株式会社宛て

〒151-0073  
東京都渋谷区笹塚1丁目61-8  
ブーゲンビリア新宿316  
TEL: 080-7058-3876  
E-mail: info@myakkou.co.jp

## お申込内容

<input type="checkbox"/> 長期リースプラン	<input type="checkbox"/> 単発の福利計画プラン
<input type="checkbox"/> 月額: 5万円 (税別)	<input type="checkbox"/> 1日間: 5万円 (税別)
<input type="checkbox"/> 前納年払いの場合、月額4万5千円 (税別) とする	<input type="checkbox"/> 3日間: 10万円 (税別)
・自由に場所設定と利用ができる。月末に利用者全員のレポートを提供可能。	・それ以外の期間: 別途協議
・期間: 契約締結日より1年間 (自動更新)	・指定期間のみの利用が可能。測定サポート付き。
・パソコンを必要とする場合、月額料金に加え、別途月額料金の10%を加算する。	・利用開始前日までにお支払い

## ご同意事項

- 本申込書は、契約締結の意思を示すために申込者から提出いただく書面です。
- 本機器は医療機器ではなく参考用の健康測定機器であることを理解しました。
- お振込手数料は御社ご負担にてお願いします。

## 振込先

銀	行	GMOあおぞらネット銀行 (0310)
支	店	フリー支店 (店番号: 125)
口	座番号	(普) 1115999
口	座名義	ミヤツコウ (カ)

## 大経AI脈測機 導入契約書

お申込者（以下、「甲」という）と 脈康株式会社（以下「乙」という。）は、大経AI脈測機（以下「本機器」という）の設置および利用に関する契約について、以下の通り合意する。

### 第1条（契約の目的）

乙は、甲に対し、本機器を利用した健康管理支援サービス（以下「本サービス」という）を提供し、甲はこれを利用する。両者は本契約に基づき、利用者の健康増進を図ることを目的とする。

### 第2条（契約形態）

甲は、以下のいずれかの提供プランを選択して、本機器を利用できるものとする。

#### 1. 長期リースプラン

- ・本契約の定めるリース期間中、甲が自由に本機器を設置し、利用できる。
- ・月額利用料は本契約第4条に定めるとおりとする。
- ・月末に乙は利用報告書を甲に提出する。

#### 2. 単発のサービス提供計画プラン

- ・契約時に合意した期間に限り、乙が派遣する操作担当者（以下「乙スタッフ」という）が甲の指定場所に常駐し、甲の社員に対して本機器の利用を促進する。
- ・利用料は本契約第4条に定めるとおりとする。

### 第3条（サービス内容）

#### 1. 甲は本機器を用いて利用者の体調データを取得し、AIによる分析結果および必要に応じたアドバイスを提示する。

#### 2. 甲が本機器を利用するにあたり、乙は必要な操作説明やサポート、メンテナンスを提供する。

#### 3. 甲から問い合わせやトラブルが発生した場合、乙は速やかに対応する。

#### 4. 乙は本サービスに関する宣伝用動画等を提供し、甲が利用してもらうことができる。

### 第4条（利用料金および支払い条件）

#### 1. 長期リースプラン

- ・月額料金：5万円／月（税別）
- ・甲は前納年払いの場合、月額料金を4万5千円（税別）とする。
- ・甲は、契約終了時または本契約が解約された場合、速やかに本機器を乙へ返却するものとする。本機器の返却にあたっては、通常使用による劣化を除き、物理的損傷が一切ない無傷の状態（付属品を含む）で返却しなければならない。本機器に毀損、紛失、付属品の欠損等が認められる場合、甲は乙の請求に応じてその修理費用や交換費用等の実費を負担する。甲は乙指定の期日までにこれを支払わなければならぬ。

#### 2. 単発のサービス提供計画プラン

- ・1日間：5万円（税別）
- ・3日間：10万円（税別）
- ・上記以外の日数や期間を設定する場合、別途協議のうえで料金を決定する。

- ・甲は利用開始前日までに銀行振込にて利用料金を乙に支払う。

#### 3. 前項各号に定める料金には、本機器の提供・スタッフの派遣費用ならびに報告書の作成費用等、本サービスを提供するために必要な基本的費用を含む。

#### 4. 銀行振込手数料などの支払いにかかる費用は、甲の負担とする。

### 第5条（本製品の利用に関する注意）

#### 1. 本製品は医療機器に該当せず、健康測定機器として参考用に提供されるものであり、医療診断の根拠とならないものとする。

#### 2. 使用者は、脈診結果およびそれに基づくアドバイスを受け入れる際、自らの判断で慎重に意思決定を行うものとする。

#### 3. 正確な医療診断および治療が必要な場合、専門医に相談することを推奨する。

### 第6条（契約期間）

#### 1. 長期リースプランの場合

- ・本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも書面による解約の通知がない場合、自動的に1年間更新されるものとする。

#### 2. 単発のサービス提供プランの場合

- ・本契約の有効期間は、乙スタッフの派遣期間が終了し、乙が本機器の撤去を完了した時点までとする。

### 第7条（知的財産権）

本製品の知的財産権は全て南京大経中医薬情報技術有限公司に帰属する。甲は、乙の許可なく本製品の技術や内容を第三者に開示、複製、または利用してはならない。

### 第8条（甲の責任）

#### 1. 甲は、利用者に対して本機器の利用方法や利用上の注意を周知し、適切に運用するよう努める。

#### 2. 甲は、本機器の利用にあたって、乙の事前の承諾なく機器に改変や不当な操作を行わない。

#### 3. 甲は、乙の知的財産権を尊重し、乙が提供するソフトウェア、マニュアル、動画等を第三者に開示または複製することはできない。

### 第9条（乙の責任）

#### 1. 乙は、本サービスの提供に関して、誠実に業務を遂行し、利用者が安全かつ円滑に本機器を利用できるように努める。

#### 2. 乙は、本機器の不具合や障害が生じた場合、速やかに修理・交換などの対応を行う。ただし、甲の過失または故意による破損等については、甲が修理費用を負担するものとする。

#### 3. 本機器が提供するアドバイスや診断情報は、医療行為を目的とするものではない。本サービスの利用結果に基づく甲の社員の健康上の判断や行動について、乙は直接の責任を負わない。

### 第10条（機密保持）

#### 1. 両当事者は、本契約の履行に関連して知り得た相手方およびその社員の機密情報を、相手方の承諾なく第三者に開示・漏洩しない。

#### 2. 本条の義務は、本契約終了後も存続するものとする。

### 第11条（個人情報保護）

#### 1. 乙は、本機器を通じて取得した利用者の体調情報や個人情報を、適切なセキュリティ対策のもとで管理し、甲の社員の同意なしに第三者に提供しない。

#### 2. 取得したデータの活用範囲、目的外利用の禁止などについては、乙のプライバシーポリシーおよび個人情報保護方針に基づき取り扱う。

### 第12条（契約の解除）

#### 1. 一方の当事者が本契約に違反し、相当な期間を定めて是正を催告しても是正しない場合、相手方は書面による通知をもって本契約を解除できる。

#### 2. 支払の遅延または不履行が継続し、甲が乙の催告に応じて支払いを行わない場合、乙は本契約を解除できる。

#### 3. 本契約を解除する場合、甲は既に利用した期間の料金は返還請求できないものとし、未払いの料金がある場合は直ちに支払うものとする。

#### 4. 甲が契約期間中に一方的に本契約の解約を申し出る場合、当初契約満了日までに本来乙に支払われるはずであった月額料金の50%を一括で支払う。

### 第13条（不可抗力）

天災、地震、火災、停電、戦争、暴動、テロ行為、法令の制定・改廃、公権力の行使その他不可抗力により、一方の当事者が本契約上の義務を履行できない場合、当該当事者はその責を負わない。ただし、速やかに相手方にその旨を通知し、被害の拡大を防止するために合理的な努力を行ふものとする。

### 第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項や疑義が生じた場合、両当事者は誠意をもって協議し、円満に解決を図る。

### 第15条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。